



宮城県交通安全シンボルマーク

令和 7 年度
宮城県交通安全県民運動
(マナーアップみやぎ運動)
実 施 要 綱

「 交通ルール 守るあなたが 守られる 」

宮城県交通安全対策協議会

— 令和 7 年 —

全日本交通安全協会・毎日新聞社共催
全国交通安全年間スローガン

【内閣総理大臣賞】

- ◎ 運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの
「守ろうよ チャイルドシートで 子の未来」
- ◎ 歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの
「危険です ながらスマホで 踏むペダル」
- ◎ こどもたちに交通安全を呼びかけるもの
「青だけど 自分の目で見て たしかめて」

宮城県交通安全県民運動実施要綱、マナーアップみやぎ運動の制定趣旨

- ◇ 宮城県交通安全県民運動実施要綱
県民一人一人の交通安全思想の普及を図ることを目的として昭和 37 年に制定
昭和 45 年交通安全対策基本法の制定とともに現在の様式とする。
- ◇ マナーアップみやぎ運動
昭和 63 年、交通事故死者数が 178 人（プラス 52 人）、増加率が全国ワースト 1 位
となったことを受け、平成元年 2 月から「マナーアップみやぎ運動」として県民総参加に
よる交通安全運動を提唱し現在に至る。

令和7年度宮城県交通安全県民運動実施要綱

1 目 的

宮城県交通安全県民運動は、県民一人一人が交通安全意識の向上を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、関係機関・団体が協働して、県民総参加による交通安全運動(以下「マナーアップみやぎ運動」という。)を積極的に推進し、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図ることを目的とする。

2 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

3 主 唱

宮城県交通安全対策協議会

4 運動の重点

- (1) こどもと高齢者が安全に通行できる交通環境の確保
- (2) 高齢運転者の交通事故防止
- (3) 横断歩道における歩行者優先の徹底と安全な横断方法の実践
- (4) 自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用の推進
- (5) 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (6) 飲酒運転の根絶
- (7) 反射材用品等の着用推進と早めのライト点灯
- (8) 暴走族の根絶
- (9) 違法駐車 of 追放

5 年間メインスローガン

交通ルール 守るあなたが 守られる

6 運動の進め方

(1) 関係機関・団体等の協働

県、警察、市町村、関係機関・団体は、相互に緊密な連携を図り、本運動の趣旨を浸透させ、全ての県民に交通安全に対する理解を深めさせるための活動を協働して実施する。

(2) 実施計画の策定と推進

県、警察、市町村、関係機関・団体は、本運動の推進に当たり、地域・職域等の実情に即した具体的な実施計画を策定し、自主的・主体的な活動を展開する。

(3) 広報啓発の徹底

県、警察、市町村、関係機関・団体は、県民に対する本運動の趣旨の周知徹底を図るため、あらゆる広報媒体を活用して県民の交通安全意識の向上を図る。

(4) 計画的・体系的交通安全教育の推進

県、警察、市町村、関係機関・団体は、より良き交通社会人を育むための計画的・体系的な交通安全教育を推進する。

7 マナーアップみやぎ運動実施要領

(1) 年間運動

運 動 名	実 施 方 針
こどもと高齢者の交通事故防止運動	別添1に基づき実施する
高齢運転者の交通事故防止運動	別添2に基づき実施する
歩行者事故防止運動	別添3に基づき実施する
自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用推進運動	別添4に基づき実施する
全席シートベルト等着用運動	別添5に基づき実施する
飲酒運転根絶運動	別添6に基づき実施する
反射材用品等着用促進運動	別添7に基づき実施する
暴走族根絶運動	別添8に基づき実施する
違法駐車追放運動	別添9に基づき実施する

(2) 期間を定めて行う運動

運 動 名	期 間	実 施 方 針
春の交通安全県民総ぐるみ運動	4月6日～4月15日 (10日間)	国の交通対策本部が決定する運動方針に基づき、県交通安全対策協議会が別に定める要綱により実施する
自転車等の安全利用推進運動	5月1日～5月31日 (1か月間)	別添4に基づき実施する
夏の交通事故防止運動	7月21日～8月20日 (1か月間)	別添10に基づき実施する
秋の交通安全県民総ぐるみ運動	9月21日～9月30日 (10日間)	国の交通対策本部が決定する運動方針に基づき、県交通安全対策協議会が別に定める要綱により実施する
夕暮れ時の交通事故防止運動	10月1日～1月31日 (4か月間)	別添11に基づき実施する
冬道の安全運転1・2・3運動	12月1日～2月28日 (3か月間)	別添12に基づき実施する
年末の交通事故防止運動	12月1日～12月31日 (1か月間)	別添13に基づき実施する
県の交通死亡事故多発緊急(非常)事態等に対応する運動	知事が特に定める期間	知事が発する緊急(非常)事態宣言により、別途実施する

(3) 日を定めて行う運動

運 動 名	期 間	実 施 方 針
ルール遵守・マナーアップ強化日	毎月1・15日	別添14に基づき実施する
自転車交通安全の日	毎月15日	別添14に基づき実施する
飲酒運転根絶の日	5月22日	別添14に基づき実施する
飲酒運転根絶運動の日	毎月22日	
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 9月30日	別添14及び春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱に基づき実施する

※ 上記強化日等が日曜、祝日の場合は翌日等に振り替えるなど弾力的に実施する。

8 「第32回セーフティ123」

上記の運動のほかに、県民参加型交通安全キャンペーン「第32回セーフティ123キャンペーン」に参加・協力する。

募集期間 令和7年5月1日～同年6月14日

実施期間 令和7年6月15日～同年10月15日(123日間)

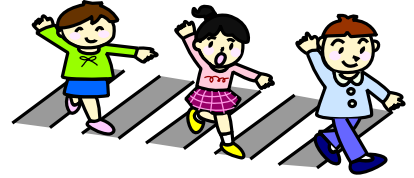
こどもと高齢者の交通事故防止運動

1 目的

こどもの交通事故発生件数が令和 3 年以降増加傾向にあり、また、依然として交通事故死者に占める高齢者の割合が高い状況にあることから、こどもと高齢者が交通事故から守られる社会をつくるとともに、こどもと高齢者の交通安全意識の向上を図る。

2 運動の重点

- (1) 運転者に対する交通安全意識の醸成（特に横断歩行者の保護と優先意識の醸成）
- (2) 歩行者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践
- (3) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (4) 反射材やLEDライト等の活用促進



3 実施事項

運転者は

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、学習塾、バス停、病院、老人福祉施設等の付近では、こどもの飛び出しや、高齢者の横断歩道外横断などを予測した運転を励行しましょう。
- (2) 横断歩道付近に歩行者がいる場合は、一時停止して、歩行者の横断を優先しましょう。
- (3) こどもや高齢者の近くでは、安全な間隔を空け、減速、徐行、一時停止するなどの運転を励行しましょう。
- (4) 積極的に見守り活動に参加するなど、こどもと高齢者の保護意識を高めましょう。

学校等では

- (1) 交通ルールを理解・習得させるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育により、道路の正しい歩き方や横断の仕方等を身に付けさせましょう。
- (2) こどもの交通事故の特徴を踏まえ、道路に飛び出すこと、道路でふざけたり遊んだりすることの危険性について、繰り返し教えましょう。

地域・家庭では

- (1) 地域の交通危険箇所を把握するための「ヒヤリ地図」を作成し、公開・掲示するなどして活用するほか、地域の交通安全や危険箇所の解消等について話し合いましょう。
- (2) こどもや高齢者が外出する時は、道路を横断するときには横断歩道を渡ること、信号を守って横断することなど、正しい横断の仕方について具体的に声掛けをしましょう。また、こどもや高齢者の道路横断を見かけたときは、保護誘導に努めましょう。
- (3) 夜間の外出は明るい目立つ色の服装で、反射材やLEDライトを有効に活用するなど、運転者から発見されやすいよう家族ぐるみで声がけしましょう。
- (4) 公民館、福祉施設等高齢者の利用する施設と連携し、高齢者が集合する機会を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、その参加に努めましょう。
- (5) 通学、通勤時間帯における街頭での園児・児童に対する見守り活動を実施しましょう。

職域では

- (1) 交通安全講習会等を開催し、こどもと高齢者を交通事故から守る意識の向上を図りましょう。
- (2) こどもの飛び出しや高齢者の横断歩道外横断などの危険を予測した運転や、横断歩道付近に歩行者がいる場合の一時停止の励行を従業員等に徹底しましょう。



自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙(誌)、ホームページ・SNS等の各種広報媒体を活用し、本運動の広報啓発を推進しましょう。
- (2) 歩行能力診断等ができる交通安全教育車（セーフティサポートカー）の活用等、参加・体験・実践型の交通安全教室等を計画的に開催し、正しい歩き方等の指導を実施しましょう。
- (3) こどもや高齢者の利用頻度の高い施設周辺や通学路等を対象として、道路の共同点検を実施し、交通規制の見直し、交通安全施設の改善等、こどもと高齢者に配慮した道路交通環境を確保しましょう。
- (4) 反射材やLEDライト等の交通安全用品に関する情報提供と、活用を促進しましょう。

高齢運転者の交通事故防止運動

～ 身体機能の変化に応じたゆとりのある運転を ～

1 目的

交通事故の発生件数が年々減少している中で、65歳以上の高齢運転者による交通事故の割合が上昇傾向にあることから、高齢運転者の交通安全意識の向上を図り、交通事故の防止を図る。

2 運動の重点

- (1) 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等を啓発する
参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (2) 高齢運転者が運転免許証を返納しやすい環境の整備促進
- (3) 高齢運転者標識（高齢者マーク）表示車両に配慮した運転の推進



3 実施事項

運転者は

- (1) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）に注意し、慎重に運転しましょう。
- (2) 身体機能の低下等により安全な運転に不安がある場合は、運転免許センター内の運転適性相談窓口または安全運転相談ダイヤル（#8080）に相談するとともに、運転免許証の自主返納について考えましょう。
- (3) 70歳以上の運転者は高齢運転者標識を表示しましょう。
- (4) 高齢運転者標識表示車両の安全な通行に配慮した運転をしましょう。

地域・家庭では

- (1) 地域等で開催される参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加しましょう。
- (2) 自動車等の運転に不安がある高齢運転者の運転免許証の自主返納について考える機会を持ちましょう。



高齢運転者標識
（高齢者マーク）

職域では

- (1) 高齢運転者標識表示車両に対し、幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような進路変更をしてはならないなどの保護義務があることを周知しましょう。
- (2) 高齢運転者標識表示車両の安全な通行に配慮した運転について意識の向上を図りましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の広報啓発を推進しましょう。
- (2) 運転免許証の自主返納者の利便に資する各種支援施策を推進しましょう。
- (3) 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策を周知するための広報啓発を推進しましょう。
- (4) 高齢運転者に対して、運転適性検査を受けたり、参加・体験・実践型の交通安全教室等に参加する機会を提供しましょう。
- (5) 高齢運転者等が安全に自動車等を運転できるか個別に相談することのできる安全運転相談ダイヤル（#8080）の周知を図りましょう。
- (6) 高齢運転者等による交通事故防止対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全技術を備えた車「安全運転サポート車」（サポカーS）の普及啓発とサポートカー限定免許制度の周知促進に取り組みましょう。

※ 「サポカーS」とはセーフティ・サポートカーSの略称です。



サポカーS
キャンペーンロゴ

歩行者事故防止運動

～ 横断歩道は歩行者優先 ゆずる思いやり 広がる交通安全の輪 ～

1 目的

昨年の歩行者事故件数が前年を上回り、歩行者の安全確保が重要な課題となっていることから、歩行者自身の交通ルールへの遵守とともに、運転者等の歩行者の保護と優先意識を向上することにより、歩行者事故の防止を図る。

2 運動の重点

- (1) 歩行者の保護と優先を実践する運転
- (2) 横断歩道における歩行者の保護と優先の徹底と交通ルールの遵守
- (3) 歩行者の交通ルールの遵守と交通マナーの実践
- (4) 反射材やLEDライトの普及と活用促進

3 実施事項

運転者は

- (1) こどもや高齢者の行動特性や歩行者保護の大切さを理解し、こどもや高齢者及び歩行者の近くでは、安全な間隔を空け、減速、徐行、一時停止するなどの運転を実践しましょう。
- (2) 横断歩道手前では減速し、横断歩道やその付近を横断しようとする歩行者がいる場合は、一時停止して歩行者の横断を優先しましょう。
- (3) 信号機や横断歩道がない交差点でも、横断しようとする歩行者がいる場合は歩行者の横断を優先しましょう。
- (4) 交差点を右左折するときは、進路前方の横断歩行者に十分注意しましょう。たとえ信号に従って右左折するときでも、横断歩行者の有無に注意して走行しましょう。
- (5) 運転席から見て、右から左へ横断する歩行者は見落としやすいことに気を付けましょう。
- (6) 商業施設、飲食店、コンビニエンスストア等の付近を通過するときは、施設利用者の横断が多いことに注意し、速度を抑えた運転と横断歩行者保護を心掛けましょう。
- (7) 夕暮れ時は早めにライトを点灯するとともに、夜間ライトはハイビームを基本として、こまめな切替えを実践し、歩行者を早めに発見することに努めましょう。

歩行者は

- (1) 道路を横断する時は、横断歩道等を横断し、信号機のあるところでは信号に従いましょう。
- (2) 道路を横断する時は、手を上げるなどして、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全確認を徹底してから横断し、横断中も周りに気を付け、特に横断後半は左側から来る車をもう一度確認しましょう。
- (3) 横断禁止場所や走行車両の直前直後横断、斜め横断はやめましょう。
- (4) 夕暮れ時や夜間は明るい目立つ色の服を着用し、反射材やLEDライトを有効に活用しましょう。
- (5) 歩きながらの携帯電話やスマートフォン操作(歩きスマホ)は危険なのでやめましょう。

学校等では

- (1) 交通ルールの基本を身に付けさせ、交通ルールを遵守することにより交通社会に参加することを自覚させましょう。
- (2) 歩行者が運転者からどのように見えるのか自覚させ、反射材やLEDライトの必要性について教え、夕暮れ時や夜間の外出時は確実に身に付けることを習慣付けさせましょう。
- (3) 交差点では青信号で道路を横断するときでも、右左折の車が進行してくる危険性について教え、道路横断中の安全確認を励行させましょう。

地域・家庭では

- (1) 歩行者の保護と優先について話し合い、交通ルールの遵守を習慣化し、「守られるべきも

のが守られる交通社会」の実現を目指しましょう。

- (2) 横断歩道やその付近を横断しようとする歩行者がいる場合は、車は必ず一時停止することについて習慣化していきましょう。
- (3) 「ゾーン30」（注1）及び「ゾーン30プラス」（注2）区域や住宅地では、人優先の考え方に基づき、歩行者を守るための安全な速度での運転を遵守しましょう。
- (4) 通園・通学時間帯の園児や児童に対する見守り活動を地域ぐるみで実施しましょう。
- (5) 夜間の外出時には、明るい目立つ色の服を着用するとともに、反射材やLEDライトを有効活用するなど、危険から身を守る行動について互いに声がけしましょう。
- (6) 「車の直前・直後の横断や斜め横断をしないこと」、「少し遠回りでも横断歩道・歩道橋を利用すること」を広報啓発しましょう。また、道路を横断しようとしている子どもや高齢者には声掛けを行い、安全な横断を誘導しましょう。

職域では

- (1) 交通安全講習会等を開催し、職場全体で歩行者の保護と優先の意識の向上を図りましょう。
- (2) 横断歩道で横断歩行者を妨害する行為の危険性について指導し、横断歩道に接近するときは、横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除いて減速し、横断しようとする歩行者がいれば一時停止することを徹底しましょう。
- (3) 歩行者保護のため、速度抑制を心掛け、安全な速度での運転を励行しましょう。
- (4) 通勤や仕事で通る道の「歩行者事故危険マップ」等を作成するなどして、歩行者保護の意識付けをしましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) 横断歩道は歩行者が絶対に守られるべき「聖域」であることを運転者に周知徹底し、歩行者の保護と優先の運転が実践される交通環境をつくりましょう。
- (2) 各種広報媒体を活用し、歩行者事故防止と歩行者保護について広報啓発を推進しましょう。
- (3) 自治体及び関係機関・団体が相互に協働して歩行者保護誘導活動のための街頭指導等を積極的に実施しましょう。
- (4) 自動車教習所では、教習生に歩行者保護の運転を徹底するよう指導しましょう。
- (5) 自治体、関係機関・団体、警察、地域住民等による道路の共同点検を実施し、歩道や路側帯の設置及び改良、スムーズ横断歩道（路面を盛り上げた横断歩道）、歩車分離柵や街路灯の設置等の交通安全施設の整備など、歩行者が安心して歩行できる道路交通環境を確保しましょう。
- (6) 反射材やLEDライトの効果や必要性について広く情報提供し、その普及と有効活用を促進しましょう。
- (7) 自治体及び関係機関・団体が協働して参加・体験型の交通安全教室等を計画的に開催し、「道路の正しい歩き方、横断の仕方」等の指導を実施しましょう。

注1 ゾーン30

区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、抜け道としての利用を抑制する対策を組み合わせ、生活道路における歩行者や自転車の安全を確保するもの。

注2 ゾーン30プラス

「ゾーン30」の対策に加え、狭さくやスラローム等の物理的な対策を組み合わせることにより、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を図るもの。



～「守られるべきものが守られる」交通社会の実現～
横断歩道は歩行者が絶対に守られるべき「聖域」です。

自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用推進運動

～ 身につけよう 交通ルールと ヘルメット ～

1 目的

自転車乗車用ヘルメットの着用率が依然として低調であり（注3）、また、道路交通法の改正により自転車の危険行為に対する罰則が強化されたことから、「自転車安全利用条例」（令和2年宮城県条例第50号）等に基づき、利用者の交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る。加えて、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）利用者が増加していることから、利用者に対する乗車用ヘルメットの着用と交通ルール遵守の徹底を図る。

2 運動の重点

- (1) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- (2) 乗車用ヘルメットの着用促進
- (3) 歩行者の保護と優先意識の醸成
- (4) 車両の点検・整備の励行
- (5) 損害賠償保険等の加入促進
- (6) 飲酒運転の根絶



3 実施事項

自転車・特定小型原動機付自転車利用者は

- (1) 自転車及び特定小型原動機付自転車は道路交通法上の車両であり、道路を通行する場合は、車両としての交通ルールを遵守し歩行者に最大限配慮しなければならないことや、車道通行が原則であることを認識しましょう。
- (2) 道路通行時は交通ルールを遵守し、自転車安全利用条例（注4）、交通の方法に関する教則、自転車安全利用五則（注5）を守りましょう。
- (3) 交通事故発生時における頭部の外傷リスクを低減させ、大切な命を守るため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- (4) 普通自転車（注6）及び特例特定小型原動機付自転車（注7）による通行が認められた歩道を通行するときは、次のことを守りましょう。
 - 歩行者と安全な間隔を空けて、すぐに止まれるように徐行しましょう。
 - 歩行者の通行を妨げたり、接触する恐れがある場合は一時停止し、状況によっては自転車を降りて通行しましょう。
 - 歩道上に「普通自転車通行指定部分」があるときは、指定部分を徐行しましょう（普通自転車通行指定部分を通行している歩行者や、通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行しましょう）。
- (5) 交差点を通行するときは、次のことを守りましょう。
 - 信号機や一時停止標識等がある場所では、信号、道路標識等に従って通行しましょう。
 - ※ 「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や、普通自転車及び特例特定小型原動機付自転車が横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従いましょう。
 - 見とおしの悪い場所では、標識等がなくても必ず一時停止し安全確認をしましょう。
 - 自転車は、交差点に自転車横断帯がある場所では、自転車横断帯を通行しましょう。
- (6) 道路を横断するときは、次のことを守りましょう。
 - 横断歩道を通行する場合は、横断歩行者の通行を妨げないようにし、通行を妨げる恐れがある場合は、車両から降りて通行しましょう。
 - 道路を横断するときは、左右からの車両や、周囲の歩行者などに注意しましょう。
- (7) 夜間に乗車する場合は、明るい目立つ色の服装の着用に加え、前照灯の確実な点灯、反射材の有効活用により、他の通行車両や歩行者に自車の存在を早めに知らせるようにしましょう。
- (8) 自転車や特定小型原動機付自転車でも、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- (9) 運転中に携帯電話等を手に持って通話したり、スマートフォン等の画像を注視することは危険なのでやめましょう。
- (10) 傘さし運転、その他物を持ち又はハンドルに掛けるなど、安定を失う方法での運転はやめましょう。
- (11) ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聴くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又

- は声が聞こえないような状態での運転はやめましょう。
- (12) 路面が凍りついているところや風雨が強いときは、車両を押して通行しましょう。
 - (13) 損害賠償保険等に参加し、不慮の事故に備えましょう。また、特定小型原動機付自転車の所有者は、必ず自賠責保険に参加しましょう。
 - (14) 自転車安全整備店において定期的に点検・整備を受け、安全な自転車を利用しましょう。
※点検整備の結果、安全な普通自転車であることを確認したとき、その証としてTSマーク(注8)が貼付されます。
 - (15) 歩道や点字ブロックをふさぐような迷惑駐輪や車両の放置行為はやめましょう。

学校等では

- (1) 高校生をはじめとした若年層による自転車事故が多い状況を踏まえ、交通ルールを守ることが自分の命を守ることを認識させ、自転車の交通ルールや安全な乗り方を実践させるための広報啓発や研修を行いましょう。
- (2) 自転車通学の許可条件にヘルメットの着用を加えるなどして、乗用中のヘルメット着用を促進しましょう。
- (3) 学校関係者や道路管理者等と通学路等の安全点検を実施しましょう。
- (4) 自転車損害賠償保険等への加入を促進しましょう。

地域・家庭では

- (1) 自転車や特定小型原動機付自転車も道路交通法上の車両であることを認識し、交通ルールを守ることの大切さについて家族で話し合しましょう。
- (2) 交通安全に関する行事・イベントに参加するなどして、自転車・特定小型原動機付自転車利用時における交通ルールの理解と実践を図りましょう。
- (3) 家族の大切な命を守るため、自転車・特定小型原動機付自転車乗車時はヘルメットを着用するよう、家族同士で声掛けしましょう。
- (4) 保護者は、こどもが自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させましょう。
- (5) 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させるときは、ヘルメット及びシートベルトを着用させましょう。
- (6) 夜間に自車の存在を早めに知らせるため、車体側面に反射材を取り付けましょう。
- (7) 自転車は、自転車安全整備店において定期的に点検整備を受けましょう。
- (8) 不慮の事故が発生した際の賠償に備え、損害賠償保険等に参加しましょう。

【自転車事故の高額賠償事例】

9, 521万円（神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）

小学生が運転する自転車と歩行者が衝突し、歩行者は意識が戻らない状態となりました。この判決は、高額な賠償とともに、こどもが起こした事故に対して親に支払い命令が出されたことが大きく報じられました。

職域では

- (1) 職域において開催する交通安全講習会や各種行事等の機会を捉え、ヘルメットの着用、損害賠償保険等への加入促進と自転車・特定小型原動機付自転車利用時における交通ルールの遵守等の実践を図りましょう。
- (2) 自転車・特定小型原動機付自転車を用いた配達関係事業者等は、交通ルールの遵守等について、配達員への周知啓発の徹底を図りましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール及び自転車安全利用条例の内容を具体的に広報しましょう。
- (2) 自転車販売店、特定小型原動機付自転車の販売店、シェアリング事業所等は、購入客や利用者に対し、乗車時にはヘルメットを着用すること、飲酒運転はしないことなど、安全利用意識の浸透を図りましょう。
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及啓発を図りましょう。
- (4) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙（誌）、ホームページ及びSNS等の各種広報媒体の活用や街頭キャンペーン等により、「自転車安全利用条例」等を重点に広報啓発を推進しましょう。
- (5) 県、警察、自治体、道路関係機関は、自転車道・自転車専用通行帯等の自転車・特定小型原動機付自転車専用の通行空間の整備等、安全通行のための環境の整備を推進しましょう。
- (6) こどもや高齢者等の交通安全自転車大会及び交通安全教室等を開催するなど、継続的な自

- 転車安全利用意識の向上に努めましょう。
- (7) 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルール周知と遵守の徹底を図りましょう。
- (8) ペダル付き電動バイクは、ペダルのみを用いて走行する場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道通行不可等）が適用され、ヘルメットの着用、ナンバープレートの装着、自賠責保険の加入等が義務となることの周知を図りましょう。

注3 自転車乗車用ヘルメット着用率

警察庁の「自転車乗車用ヘルメット着用率調査（令和6年7月実施）」による。

注4 「自転車安全利用条例」の主な条項の概要

○ 目的（第1条） 自転車の安全利用の促進について、基本理念や、県、県民、自転車利用者等の責務を明らかにし、施策の基本的な事項を定めてそれを推進し、歩行者、自転車等が安全に通行し、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	
○ 基本理念（第3条） 自転車の安全利用の促進は、環境への負荷の低減、健康の増進、災害時の交通機能の維持、観光の振興等に資するとの認識のもとに、県、県民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携し自転車事故を防止することを旨として行う。	
○ 県、県民、自転車利用者、その他関係者の責務（第4条～第13条）	
対 象 者	内 容
県（第4条）	学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全教育、啓発 ヘルメット着用、自転車の定期的点検、必要な整備の促進 安全利用促進の取組に対する情報提供、助言等の支援 学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報提供等 関係機関等との緊密な連携と協力の要請
県民（第5条）	家庭、学校・地域等における安全利用の取組
自転車利用者 （第6条）	道路交通法その他関係法令の遵守、歩行者の安全に配慮 車両運転者としての責任の自覚、他人に迷惑を及ぼさない運転 ヘルメットの着用、自転車の定期的点検と必要な整備
※保護者、学校の長、関係団体、事業者、小売・貸出業者等の責務も第7条～第13条で規定	
○ 自転車損害賠償保険等への加入義務（第14条～第15条）	
対 象 者	内 容
自転車利用者（未成年者の場合は保護者） （第14条第1項、第2項）	保険加入を義務とする
事 業 者（第14条第3項） 自転車貸出業者（第14条第4項）	保険加入を努力義務とする
自 転 車 小 売 業 者（第15条）	購入者の保険加入の有無の確認を努力義務とする 購入者が保険未加入のとき保険情報等の提供を努力義務とする

注5 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

注6 普通自転車

長さ190センチメートル以内、幅60センチメートル以内など、道路交通法施行規則により定められた基準に適合する自転車。

注7 特例特定小型原動機付自転車

歩道を通行する間、最高速度表示灯を点滅させ、時速6キロメートルを超えない速度で走行するなど、道路交通法及び道路交通法施行規則により定められた基準に該当する特定小型原動機付自転車。

注8 TSマーク

自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるもので、賠償責任保険と傷害保険が付帯されている。



全席シートベルト等着用運動

～ うしろもね シートベルトは 全席で！ ～

1 目的

本県における後部座席同乗者のシートベルト着用率は全国平均を下回っており、また、全国調査により、チャイルドシート使用が義務付けられている5歳の4割以上がチャイルドシートを使用していないことが明らかになっている（注9）ことから、被害軽減のため、シートベルト全席着用の徹底及びチャイルドシートの正しい使用の必要性、効果の周知徹底を図る。

2 運動の重点

- (1) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知
- (2) シートベルトとチャイルドシートの必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- (3) シートベルトの調整、チャイルドシートの正しい使用方法についての広報啓発の推進
- (4) 高速乗合バス及び観光バス等の事業者に対する全座席のシートベルト着用を徹底させるための広報啓発の推進



3 実施事項

運転者は

- (1) 後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用と正しいチャイルドシートの使用は、全ての道路で義務であり、事故の際の全身強打や車外放出などを防ぐ効果があることを認識し、自発的に着用・使用する習慣付けを図りましょう。
- (2) 6歳未満の幼児を同乗させるときは、体格に合ったチャイルドシートを確実に取り付け、正しい方法でハーネス(肩ベルト)を締めるよう習慣付けましょう。また、6歳以上のこどもでも、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない場合は、チャイルドシートを利用しましょう。
- (3) シートベルトを着用する際は、高さや緩みを調整し、正しく着用しましょう。また、妊婦の方も、ベルトが腹部を横切らないようにするなど腹部を圧迫しない方法で、シートベルトを着用しましょう（健康保持上シートベルトを装着することが適当でない場合を除きます）。

地域・家庭では

- (1) 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の必要性と効果について話し合い、確実に着用・使用する習慣付けを図りましょう。
- (2) 外出時には、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの使用について互いに声掛けしましょう。
- (3) 全ての座席のシートベルト着用と正しいチャイルドシートの使用について、回覧板、チラシ等の活用や交通安全講習会、各種行事等の機会を捉えた着用効果事例の紹介等により、広報啓発を推進しましょう。

職域では

- (1) 安全運転管理者は、あらゆる機会を捉え、従業員に対し、着用効果事例の紹介等により、全ての座席のシートベルト着用の必要性と効果について繰り返し指導し、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょう。
- (2) 機関紙(誌)や社内メール等を活用し、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の必要性と効果について従業員の意識向上を図りましょう。
- (3) 高速乗合バスや観光バスの事業者は、乗客に対し、シートベルトを着用するよう声がけするなど、全席着用の徹底を図りましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙(誌)、ホームページ及びSNS等の各種広報媒体を活用し、本運動の広報啓発を推進しましょう。
- (2) シートベルトコンビンサー(シートベルト衝撃体験装置)等の活用により、着用効果を体験させ、シートベルト着用意識の向上を図りましょう。
- (3) チャイルドシートの着用効果の認識が深まるよう、講習会等を通じて正しい着用意識の向上を図りましょう。

注9 一般社団法人日本自動車連盟（JAF）・警察庁合同の「シートベルト着用状況全国調査（令和5年10～11月実施）」及び「チャイルドシート使用状況全国調査（令和6年5月実施）」による。

飲酒運転根絶運動

～ 飲酒運転は しない させない 許さない ～

1 目的

「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」（平成 19 年宮城県条例第 86 号）に基づき、県民、事業者、自動車運転者や自治体が一体となり、「飲酒運転は犯罪である」ことを訴えるとともに、県民総参加による飲酒運転根絶を図る。

2 運動の重点

- (1) 飲酒運転根絶の広報啓発
- (2) 「酒飲み運転追放 3 ない運動」の周知徹底
- (3) 飲食店等における飲酒運転根絶運動の推進
- (4) 「ハンドルキーパー運動」の推進
- (5) 飲酒運転取締りの強化
- (6) 道路交通法及び飲酒運転根絶に関する条例の改正についての周知



3 実施事項

運転者は

- (1) 飲酒運転は凶悪な犯罪であり、飲酒運転が引き起こす事故の重大性、一瞬にして人命を奪う危険性を十分に自覚しましょう。
- (2) 飲酒運転は、刑事罰だけではなく、運転免許の停止・取消の行政処分が課せられるほか、家族(家族離散)、仕事(会社等の解雇)、社会的信用(新聞等で報道)等を失うことになることを十分に認識しましょう。
- (3) 飲酒する場所への車両(自転車及び特定小型原動機付自転車を含む。)の持込みはやめましょう。
- (4) 「少量であっても、飲酒した場合は、絶対に運転しない」を厳守しましょう。
- (5) さめたつもりでも、思った以上にアルコールが残っていることを自覚しましょう。
- (6) 自転車の飲酒運転も、重大事故に直結する危険な行為であることを認識しましょう。



地域・家庭では

- (1) 飲酒のおそれのある場所へは、車両(自転車及び特定小型原動機付自転車を含む。)を持ち込ませないことを徹底しましょう。
- (2) 飲酒運転の危険性や責任の重大性等を話し合い、飲酒運転を根絶しましょう。
- (3) 飲酒運転根絶宣言等を行い、「酒飲み運転追放 3 ない運動」(注 10)を推進しましょう。
- (4) 飲酒運転根絶イメージソング「みんなの誓い」をあらゆる交通安全の場で活用し、飲酒運転根絶意識の向上を図りましょう。
- (5) ハンドルキーパー運動(注 11)を推進、実践しましょう。
- (6) 飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸したり、飲酒運転の車両に同乗したりしないことを徹底しましょう(自転車及び特定小型原動機付自転車を含む。)
- (7) 多量飲酒の習慣があるなど、少しでもアルコール依存症の疑いが持たれる人には医師の診断を勧めましょう。

飲食店等では

- (1) 「飲酒運転をするおそれのある客には酒を出さない。」を実践しましょう。
- (2) 飲酒運転根絶ステッカー等を店内に表示するとともに、飲酒運転をするおそれがある者には、運転代行やタクシー等の利用を促しましょう。
- (3) 飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸したり、飲酒運転の車両に同乗したりしないよう広報啓発を推進しましょう(自転車及び特定小型原動機付自転車を含む。)
- (4) ハンドルキーパー運動を推進、実践しましょう。
- (5) 駐車場の管理者は、酒気を帯びた者が車を出庫しようとする場合は、運転しないように声

掛けし、運転代行の利用を促しましょう。

職域では

- (1) 飲酒運転根絶に関するポスター、標語等を掲示するとともに、ハンドルキーパー運動を実践して飲酒運転根絶意識の向上を図りましょう。
- (2) 運転者の運転開始及び終了時には、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認しましょう。
- (3) 朝礼等で、飲酒運転に関する法的責任に関する話題を盛り込むなど、職場全体での飲酒運転根絶意識を定着させましょう。
- (4) 飲酒運転根絶イメージソング「みんなの誓い」を活用して飲酒運転根絶意識の向上を図りましょう。

自治体等では

- (1) 県は、「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」及び「宮城県飲酒運転根絶に関する基本方針」に基づき、飲酒運転根絶のための大会や会議の開催など、各種施策を推進しましょう。また、飲酒運転根絶に関する条例の改正について、県民や関係機関・団体に周知を図りましょう。
- (2) 飲酒運転根絶重点区域を有する自治体は、警察署、飲酒運転根絶活動推進委員等と連携して、飲酒運転根絶に関する事業を推進しましょう。
- (3) 各自治体は、「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」に基づいて、地域の実情に応じた施策を推進しましょう。
- (4) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙(誌)、ホームページ及びSNS等の各種広報媒体を活用し、本運動の広報啓発を推進しましょう。
- (5) 常習飲酒運転者による飲酒運転の再発防止に努め、立ち直りへの支援を図りましょう。
- (6) 飲酒運転模擬体験研修会等参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、飲酒運転の危険性を訴えましょう。

関係機関・団体では

- (1) 「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」に基づく飲酒運転根絶運動を推進しましょう。
- (2) 各種広報媒体を活用し、飲酒運転は凶悪な犯罪であること、厳しい刑事上及び行政上の罰や民事上の責任があること、重大事故の危険性が高いこと、自転車の飲酒運転も犯罪になること等飲酒運転根絶の広報啓発を推進しましょう。
- (3) 各種交通安全の会合において、飲酒運転の悪質性・危険性を訴え、飲酒運転根絶の気運を高めましょう。
- (4) 飲食店等に対し、「酒飲み運転追放3ない運動」の徹底を呼び掛けましょう。
- (5) 飲酒運転根絶についての関心と理解を深めるためのキャンペーン等を開催し、飲酒運転根絶意識の向上を図りましょう。
- (6) 飲酒運転根絶イメージソング「みんなの誓い」を活用し、飲酒運転根絶意識の向上を図りましょう。

注 10

酒飲み運転3ない運動

- ① 運転するときは酒を飲まない
- ② 酒を飲んだら運転しない
- ③ 運転者には酒を出さない

参考

飲酒運転で失う6つの宝

- | | | |
|---------|---|----------|
| ① 命 | ～ | 死亡事故に直結 |
| ② 家族 | ～ | 離婚、家族離散 |
| ③ 仕事 | ～ | 会社等の解雇 |
| ④ 社会的信用 | ～ | 新聞報道等 |
| ⑤ 運転免許 | ～ | 免許停止・取消 |
| ⑥ お金 | ～ | 罰金、遺族補償等 |

注 11

ハンドルキーパー運動



反射材用品等着用促進運動

～ 外出は 明るい笑顔と 反射材 ～

1 目的

歩行者事故と自転車事故の多くが夕暮れ時に発生しているほか、日没が早くなる冬季には夜間の歩行者事故が多発する傾向にあることから、夕暮れ時から夜間帯における交通事故防止に効果の高い反射材用品等の普及啓発を推進し、反射材用品等の着用を全ての年齢層に広げることにより、歩行者及び自転車の事故防止を図る。

2 運動の重点

- (1) 歩行者、自転車利用者の反射材用品等の着用促進
- (2) 反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の服装等の視認効果等の周知



3 実施事項

歩行者・自転車利用者は

- (1) 歩行者は、夕暮れ時や夜間に外出する際、運転者から発見されやすい明るい目立つ色の服装を心掛けるとともに、衣服や靴、カバン等の身の回り品への反射材用品の着用や、LEDライトの携行を励行しましょう。
- (2) 自転車利用者は、早めにライトを点灯し、夕暮れ時や夜間に運転する際は明るい目立つ色の服装を心掛けるとともに、車体に反射材を取り付けましょう。

学校等では

- (1) 反射材用品を着用した場合、どのように見えるのかを確認させ、反射材用品の着用の必要性や効果について指導し、外出時は確実に着用することを習慣付けましょう。
- (2) 反射材を着用している場合でも、道路を横断する際は、油断せずに必ず安全確認することを教えましょう。
- (3) 制服や運動着等に反射材が使用されたものを採用しましょう。

地域・家庭では

夜間の外出時における明るい目立つ色の服装や反射材用品・LEDライトの活用等、運転者から発見されやすくなる工夫について考え、「自分の身は自分で守る」ことについて話し合いましょう。

職域では

職場で開催する交通安全講習会や各種行事等の機会を捉え、反射材用品等の視認効果を広報啓発し、職場総ぐるみで反射材用品等の着用を励行しましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙(誌)、ホームページ及びSNS等の各種広報媒体を活用し、本運動の広報啓発を推進しましょう。
- (2) 反射材用品の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、各種交通安全運動、反射材効果体感型のキャンペーン、各種イベント等を通じた広報啓発を推進しましょう。
- (3) 高齢者世帯訪問による個別訪問、高齢者と接する機会等を利用して、反射材用品等の着用が継続して行われるような交通安全指導を推進しましょう。
- (4) 衣服や靴、カバン等の身の回り品への反射材用品の着用を推奨するとともに、適切な反射性能を有する反射材用品等の情報提供に努めましょう。



暴走族根絶運動

～ 暴走は しない させない 見に行かない ～

1 目的

「宮城県暴走族根絶の促進に関する条例」(平成 10 年宮城県条例第 48 号)に基づき、県民、事業者、自動車の運転者や自治体が一体となり、暴走族の反社会性、迷惑性、危険性を広く訴え、県民総ぐるみで暴走族を根絶する。

2 運動の重点

- (1) 暴走族の根絶
- (2) 暴走族への加入阻止

3 実施事項

運転者は

- (1) 暴走族を見かけたときは、速やかに 110 番等により警察に通報しましょう。
- (2) 暴走行為、爆音走行の反社会性、迷惑性を自覚し、暴走行為は絶対行わず、また、暴走族と行動を共にするのはやめましょう。
- (3) 二輪車、四輪車の消音器、ハンドル等の不法改造は絶対にやめましょう。

家庭では

- (1) 暴走族の反社会性、暴走行為、爆音走行の迷惑性及び危険性、交通事故の悲惨さ、その責任の重大性について話し合ひましょう。
- (2) こども等の友人関係に気を配り、暴走族に加入しないように注意を払ひましょう。
- (3) 二輪車、四輪車の不法改造を見かけたら、家族で注意し改善させましょう。

学校等では

中学校、高校等では、所轄警察署等と連携し、各種教材を活用した暴走族加入阻止教室(P T Aの参加を含む。)の開催や暴走族に関する意識調査など、暴走族の反社会性や迷惑性の理解を深め、加入を阻止するための啓発活動を実施しましょう。

地域・職域では

- (1) 「暴走はしない、させない、見に行かない」の「暴走族根絶 3 ない運動」を推進しましょう。
- (2) 暴走族の集まりやすい場所の管理を徹底し、集合しにくい環境づくりに努めましょう。
- (3) 暴走族を見かけたときは、速やかに 110 番等により警察に通報しましょう。

事業者等は

- (1) 自動車部品等の販売業者は、変形ハンドル、ミュージックホーン等暴走行為を助長するおそれのある部品販売はやめましょう。
- (2) ガソリン販売業者は、消音器を改造した自動車、車高の低い自動車等、整備不良車両へのガソリンの販売はやめましょう。
- (3) 衣服等の刺しゅう請負業者は、暴走族又は暴走行為に関する刺しゅうを請け負わないようにしましょう。
- (4) 駐車場、空き地等の管理者は、出入口に門扉や車止めを設置するなど、暴走族が集まらない措置を講じましょう。

自治体、関係機関・団体では

- (1) 県及び各自治体は、「宮城県暴走族根絶の促進に関する条例」に基づき、実情に応じた暴走族根絶のための施策を推進しましょう。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙(誌)、ホームページ及び SNS 等の各種広報媒体を活用し、「暴走族根絶」の機運醸成を図りましょう。
- (3) 警察は、暴走族及び暴走行為を助長する行為等の取締りや暴走族に加入している少年の補導を徹底して暴走族の解体に努めるとともに、暴走族からの離脱、暴走族構成員の立ち直りへの支援を図りましょう。



違法駐車追放運動

～ 路上駐車 あなたも事故の 共犯者 ～

1 目的

交通渋滞や重大交通事故等の一因となる違法駐車、放置バイク等の悪質性、危険性、迷惑性を強く訴え、違法駐車を排除し、円滑な交通の確保と交通事故の防止を図る。

2 運動の重点

- (1) 違法駐車追放気運の醸成
- (2) 駐車環境の整備の推進



3 実施事項

運転者は

- (1) 車両を駐車する場合は、駐車場を利用しましょう。
- (2) 「たかが駐車違反」、「ちょっとだから」等の考えで、他人の迷惑になり、交通の渋滞と交通事故の危険性を誘発する違法駐車をするのは絶対にやめましょう。
- (3) 自動二輪車・原動機付自転車の歩道駐輪も交通違反になることを認識しましょう。

地域・家庭では

- (1) 「違法駐車をしない、させない」気運を高めましょう。
- (2) 違法駐車悪質性、危険性、迷惑性を認識し、地域の実情を話し合う機会を持ちましょう。
- (3) 青空駐車等、道路を車庫がわりにすることのないよう駐車場所を確保しましょう。
- (4) 地域交通安全活動推進委員等による違法駐車防止パトロールを実施し、違法駐車追放意識の向上を図りましょう。

職域では

- (1) 職場の雇用者、安全運転管理者等による駐車管理を徹底しましょう。
- (2) 大規模小売店舗等、多数の来店客が予想される店舗等の管理者は、必要な駐車場の確保や警備員を配置するなど、違法駐車を未然に防止しましょう。
- (3) 繁華街等における客待ち等の違法駐車はやめましょう。

自治体等では

- (1) 違法駐車防止条例や駐車場の附置義務条例の制定及び駐車場や貨物車の荷捌き駐車場の整備等、総合的な駐車対策を推進し、都市における道路交通機能を確保しましょう。
- (2) マスメディアを活用し、空き駐車場の情報提供をしましょう。

関係機関・団体では

- (1) 街頭キャンペーンの実施、テレビ、ラジオ、新聞、機関紙（誌）、ホームページ及びSNS等の各種広報媒体を活用して、「違法駐車をしない、させない」よう広報啓発を推進しましょう。
- (2) 関係者による駐車問題懇談会等を開催し、違法駐車追放気運を高めましょう。

参考

違法駐車の大罪

- ☆ 道路を狭め、交通の流れを阻害し、円滑な交通を妨げる
- ☆ 適法な駐停車の秩序を乱す
- ☆ 追突や交差点事故を誘発する
- ☆ 飛び出し事故の要因となる
- ☆ 緊急自動車の活動を妨げる

とめないで！



夏の交通事故防止運動

【期間 7月21日～8月20日（1か月間）】

1 目的

夏期は、行楽時や帰省時における長時間・長距離運転時の過労、漫然運転やこども等の飛び出し、飲酒運転による交通事故が多くなることから、適度な緊張感を持ったゆとりのある運転や交通ルールの遵守等を訴え、交通事故の防止を図る。

2 運動の重点

- (1) 適度な緊張感を保持したゆとりのある運転の徹底
- (2) 全ての座席のシートベルト等の正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 二輪車運転時のヘルメットの適正な着用とプロテクター等の着用促進



3 実施事項

運転者は

- (1) 暑さが疲労につながり、事故のリスクを高めることから、「安全運転5則」(注12)や「高速運転安全5則」(注13)を励行し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践しましょう。
- (2) 自身はもとより、同乗者にもシートベルトやチャイルドシートを正しく着用させましょう。
- (3) 眠気、疲労を感じる前に早めの休憩や十分な休養を取り、適度な緊張感を持って運転しましょう。
- (4) ドライブや旅行は余裕のある計画を立て、ゆとりある運転をしましょう。
- (5) 二輪車を利用する場合は、運転者・同乗者とも、ヘルメットを正しく着用するとともに、胸部プロテクター等の安全装備を着用しましょう。
- (6) 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、学習塾、バス停、病院、老人福祉施設等の付近では、こどもの飛び出しや高齢者の横断歩道外横断などを予測した運転を励行しましょう。
- (7) 飲酒運転は凶悪な犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意思を持ちましょう。
- (8) 「思いやり・ゆずり合い」の運転を心掛け、車間距離不保持、不必要な急ブレーキや幅寄せ等、重大事故につながる「あおり運転」等の妨害運転は絶対にやめましょう。

歩行者は

- (1) 道路を横断する際は信号に従い、横断歩道を通行しましょう。
- (2) 道路横断時の安全確認を徹底し、特に横断後半は左側から来る車を再度確認しましょう。
- (3) 夜間は明るい目立つ色の服を着用し、反射材やLEDライトを有効に活用しましょう。

地域・家庭では

- (1) 外出時には、正しい横断の仕方等交通安全について「声掛け」を励行しましょう。また、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について話し合いましょう。
- (2) 車で出掛けるときは、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用、漫然運転の防止等安全運転について声掛けを励行しましょう。
- (3) 車を使用した長距離旅行は、無理な計画を避け、ゆとりある計画を立てましょう。
- (4) 飲酒運転の悪質性や危険性、交通事故の責任の重さについて話し合い、地域、家庭から飲酒運転を根絶しましょう。

職域では

- (1) 安全管理を徹底し、過労運転や漫然運転を防止しましょう。
- (2) 参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催し、交通安全意識の向上を図りましょう。
- (3) こどもの飛び出しや高齢者の横断歩道外横断などの危険を予測した運転や、横断歩道付近に歩行者がいる場合の一時停止等の励行に従業員等に徹底しましょう。
- (4) 飲食店におけるハンドルキーパー運動を実践しましょう。
- (5) 妨害運転等による交通事故の実態や悪質・危険性、職域に及ぼす影響等について従業員に指導するなどして、妨害運転の根絶を図りましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙（誌）、ホームページやSNS等の各種広報媒体を活用し、本運動の広報啓発を推進しましょう。
- (2) 主要幹線道路等において、一休み運動等の街頭キャンペーンを実施し、過労運転や漫然運転の防止を呼び掛けましょう。
- (3) 「飲酒運転はしない・させない・許さない」という飲酒運転根絶意識の向上を図りましょう。

注12 安全運転5則

- ① 安全速度を必ず守る
- ② カーブの手前ではスピードを落とす
- ③ 交差点では必ず安全を確かめる
- ④ 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- ⑤ 飲酒運転は絶対しない

注13 高速運転安全5則

- ① 安全速度を守る
- ② 十分な車間距離をとる
- ③ 割り込みをしない
- ④ わき見運転をしない
- ⑤ 路肩を走行しない

夕暮れ時の交通事故防止運動

【期間 10月1日～1月31日（4か月間）】

～ 早めのライト点灯 反射材でライトアップ ライト(右側)からの歩行者に注意 ～

1 目的

日没時間が早くなる10月から1月までの時期は、夕暮れ時から夜間の時間帯に、歩行者事故が多発する傾向にあることから、全ての道路利用者の交通安全意識を醸成するとともに、早めのライト点灯、反射材・LEDライトの積極的な活用等について周知徹底を図る。

2 運動の重点

- (1) 早めのライト点灯の推進
- (2) 「ライトはハイビームが基本」の周知と実践
- (3) 反射材やLEDライトの活用
- (4) 歩行者の交通ルール遵守と正しい横断方法の実践



3 実施事項

運転者は

- (1) 早めのライト点灯を励行しましょう。
- (2) ライトはハイビームが基本です。対向車がある場合等状況に応じてこまめにライトを切り替えましょう。
- (3) 夕暮れ時は周囲が見えにくくなるので、スピードを抑え、横断歩行者等の早期発見に努めましょう。
- (4) 周囲が暗くなると、運転席から見て右から左へ横断する歩行者を見落としやすいことに気をつけましょう。

歩行者・自転車利用者は

- (1) 交差点や道路横断時の安全確認を徹底し、道路を横断する際は信号に従い、横断歩道を通行しましょう。
- (2) 道路横断時は安全確認を行い、特に横断後半は左側から来る車をもう一度確認しましょう。
- (3) 夜間は明るい目立つ色の服を着用し、反射材やLEDライトを有効に活用するとともに、自転車は早めのライト点灯を励行し、車体側面にも反射材を取り付けましょう。

職域では

- (1) 交通安全講習会等を開催して、夕暮れ時から夜間の時間帯における交通事故が多くなること、特に、高齢歩行者及び自転車乗用中の交通死亡事故が多いことを周知し、交通事故防止意識の向上を図りましょう。
- (2) 夜間の運転中は進行方向右側にも注意を傾ける必要性を指導しましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙（誌）、ホームページやSNS等の各種広報媒体を活用し、本運動の広報啓発を推進しましょう。
- (2) 計画的に高齢者世帯訪問事業を推進し、高齢者に反射材・LEDライトの活用と注意を喚起しましょう。
- (3) 夕暮れ時から夜間にかけての時間帯に、交通監視活動等の横断歩行者保護誘導活動及び広報車活用による広報啓発活動を計画的に推進しましょう。
- (4) 反射材やLEDライトの普及と活用の徹底を図りましょう。

広報重点

「ラ・ラ・ラ運動」

- | | | |
|----------|-----------------|--------------------------|
| ㊦イト・オン | ～Light on～ | (ドライバーは、早めのライト点灯) |
| ㊦イト・アップ | ～Light up～ | (歩行者は、明るい服装・反射材等の活用) |
| ㊦イト・ケアフル | ～Right careful～ | (ドライバーは、前方右側からの横断歩行者に注意) |

冬道の安全運転 1・2・3 運動

【期間 1 2 月 1 日～2 月 2 8 日（3 か月間）】

～ 1 割のスピードダウン 2 倍の車間距離 3 分早めの出発 ～

1 目的

冬道では、積雪、凍結による滑走事故の多発が懸念されることから、安全な速度、車間距離の保持、早めの出発を実践・習慣化するための広報啓発を図る。

2 運動の重点

- (1) 「冬道の安全運転 1・2・3 運動」の周知と実践
- (2) 「滑走事故防止 3 原則」の周知と実践

3 実施事項

運転者は

- (1) 「冬道の安全運転 1・2・3 運動」（注 14）を実践しましょう。
- (2) 車の運行前点検を確実に励行するとともに、早めにスタッドレスタイヤに交換し、タイヤチェーンを携行しましょう。
- (3) 「滑走事故防止 3 原則」（注 15）を実践しましょう。
- (4) 積雪・凍結路面では、安全な速度で走行し、他の車両の動きに注意するなど、防衛運転に努めましょう。
- (5) 黒く見える凍結路面（ブラックアイスバーン）や、気象状況によっては急に猛吹雪や地吹雪が発生し視界が悪くなる場合（いわゆるホワイトアウト）もあることに注意しましょう。
- (6) 凍結、滑走が予想される橋梁上、トンネル出口、カーブ、交差点、日陰部分などでは、手前で十分減速するほか、天候や路面状況を的確に把握して安全な速度で走行しましょう。
- (7) 積雪、凍結時は、事故防止のため、自転車や二輪車の利用を自粛しましょう。
- (8) 歩行者や自転車の近くでは、安全な間隔を空け、減速、徐行、一時停止などの運転を励行しましょう。

歩行者は

- (1) 道路横断時の安全確認を徹底しましょう。
- (2) 道路を横断する際は信号に従い、横断歩道等を利用しましょう。
- (3) 積雪、凍結のため、車両が滑走してくる場合もあるので注意するとともに、積雪等で歩道が歩きにくい場合でも、車道を歩くのはやめましょう。

地域・家庭では

- (1) 外出時には、交通安全について声掛けを励行しましょう。
- (2) 道路に不必要な水や除雪した雪をまくのはやめましょう。
- (3) 路面凍結箇所等について、地域で情報交換するとともに、融雪剤置場設置など必要な安全対策と冬道の情報提供について関係機関に働き掛けましょう。
- (4) 積雪、凍結時及び夜間は、事故防止のため自転車や二輪車の利用を自粛しましょう。

職域では

- (1) ヒヤリハット体験発表会等を通じて、「凍結危険箇所マップ」等を作成するなど、職域での情報交換をしましょう。
- (2) 各種交通安全研修会を開催するなど、冬道の安全運転や夕暮れ時から夜間の時間帯における交通事故防止意識の向上を図りましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙（誌）、ホームページや SNS 等の各種広報媒体を活用し、本運動の広報啓発を推進しましょう。
- (2) 自動車販売・整備等に関わる企業・団体は、スキッドコース等を活用した実技講習会を開催するなど、滑走事故防止の運転技能向上を支援しましょう。
- (3) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、除雪・融雪及び予告板による情報提供等、滑走事故防止対策を推進しましょう。

注 14 冬道の安全運転 1・2・3 運動

- 1 割スピードダウンしよう
- 2 倍の車間距離をとろう
- 3 分早めに出発しよう

注 15 滑走事故防止 3 原則

- ① 急ブレーキをかけない
- ② 急ハンドルを切らない
- ③ 急加速しない

年末の交通事故防止運動

【期間 12月1日～12月31日（1か月間）】
～ ゆっくり走ろう 師走の みやぎ ～

1 目的

12月は、日没時間が年間を通じて最も早く、交通量の増加に伴う渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒機会の増加、積雪・凍結等による路面状況の悪化等の様々な要因が重なり、交通事故が最も多発する時期であることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践及び冬道の安全運転を習慣づけるとともに、ゆとりを持った行動で交通事故の防止を図る。

2 運動の重点

- (1) 心に余裕と適度な緊張感を持った交通行動の実践
- (2) 「ラ・ラ・ラ運動」の周知と実践
- (3) 「冬道の安全運転1・2・3運動」の周知と実践
- (4) 飲酒運転の根絶



3 実施事項

運転者は

- (1) 年末の慌ただしさの中でも時間に余裕を持ち、適度な緊張感を持って運転しましょう。
- (2) 歩行者や自転車の近くでは、安全な間隔を空け、減速、徐行、一時停止などの運転を励行しましょう。
- (3) 周囲が見えにくい夕暮れ時や夜間は歩行者が道路を横断しているかもしれないと予測し、注意しながら運転しましょう。
- (4) 前照灯はハイビームを基本とし、ロービームとの切替えをこまめに行い、歩行者の見落としを防止しましょう。
- (5) 積雪・路面凍結時は、スピードを控えめにし、車間距離を十分にとりましょう。
- (6) 飲酒運転は凶悪な犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意思を持ちましょう。
- (7) 「思いやり・ゆずり合い」の運転を心掛け、車間距離不保持、不必要な急ブレーキや幅寄せ等、重大事故につながる「あおり運転」等の妨害運転は絶対にやめましょう。

歩行者は

- (1) 道路を横断する際は信号を守り、横断歩道等を利用しましょう。
- (2) 道路横断時は安全確認を行い、特に、横断後半の左側からの車両に注意しましょう。
- (3) 夜間は相手からよく見えるように、明るい目立つ色の服を着用するとともに、事故防止に効果が期待できる反射材用品やLEDライトを有効活用しましょう。

地域・家庭では

- (1) 夜間に外出する場合は、相手からよく見えるように明るい色の服装や反射材用品等を確実に着用しましょう。
- (2) こどもや高齢者等を対象とした交通安全教室を開催し、安全な道路横断等の交通ルールと反射材用品の着用等、自ら身を守る意識の向上を図りましょう。
- (3) 忘年会等の飲酒の機会が増えることから、飲酒運転の悪質性や危険性、交通事故の責任の重さについて話し合い、地域、家庭から飲酒運転を根絶しましょう。

職域では

- (1) 12月は交通事故が多発傾向にあることを認識させ、路面状況や気象状況の悪化を踏まえ、時間に余裕を持った運転を励行しましょう。
- (2) こどもや高齢者の行動特性や歩行者保護の大切さを理解し、こどもや高齢者及び歩行者の近くでは、減速、徐行及び一時停止するなどの運転をしましょう。
- (3) 全従業員からの飲酒運転根絶宣言書の提出や、朝礼等を活用した職場全体での飲酒運転根絶意識の向上を図りましょう。
- (4) 飲食店におけるハンドルキーパー運動を実践しましょう。
- (5) 安全運転管理者は、妨害運転等による交通事故の実態や悪質・危険性、職域に及ぼす影響等について従業員に指導するなどして、妨害運転の根絶を図りましょう。

自治体・関係機関・団体では

- (1) 12月の交通事故多発の現状について、テレビ、ラジオ、新聞、機関紙（誌）、ホームページ・SNS等の各種広報媒体を活用し、本運動の広報啓発を推進しましょう。
- (2) 夕暮れ時や夜間、外出時の反射材着用を促進する広報啓発を推進しましょう。
- (3) 「飲酒運転はしない・させない・許さない」という飲酒運転根絶意識の向上を図りましょう。

ルール遵守・マナーアップ強化日等

1 目的

県、警察、市町村、関係機関・団体及び県民が一体となって交通事故を防止するため、街頭指導及び街頭広報を中心とする交通安全活動を実施し、交通安全意識の普及啓発を目的とするルール遵守・マナーアップ強化日等の「日を定めて行う運動」の定着化を図る。

2 実践事項

- (1) 県民みんなで交通ルールを遵守しマナーの向上に努めましょう。
- (2) 家族みんなで交通安全について話し合いましょう。
- (3) 高齢者の安全な通行を確保しましょう。
- (4) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者は交通ルールの遵守とマナーの向上に努めましょう。
- (5) 飲酒運転根絶意識の向上を図りましょう。
- (6) 交通安全施設等の点検整備と交通環境の改善に努めましょう。

3 実施事項

- (1) 関係機関・団体の連携
県、市町村及び関係機関・団体は、緊密な連携を強め、それぞれ具体的な実施計画の策定と実践に努めて相乗効果を図りましょう。
- (2) 街頭活動の強化
主要交差点等において、街頭指導活動を積極的に行いましょう。
- (3) 広報啓発活動の充実
歩行者を始め、地域住民の隅々まで浸透する草の根巡回広報を推進しましょう。
- (4) 交通安全声掛けの推進
外出時には、交通安全について相互に声を掛け合い、安全意識を喚起しましょう。

4 実施上の留意事項

- (1) 関係機関・団体では、交通事故の発生状況及び地域等の特性を勘案した具体的実施計画を策定、実施し、「ルール遵守・マナーアップ強化日」等の周知徹底を図り、県民総ぐるみの活動が展開されるよう努めましょう。
- (2) 市町村、関係機関・団体は、交通事故の発生状況を勘案し、その実情に応じて新たなルール遵守・マナーアップ強化日の設定、活動日の拡大、活動地区の選定等の措置を講じましょう。

宮城県交通安全対策協議会構成機関・団体の推進事項例

～ 下記を参考に効果的な運動の展開をお願いします ～

構 成 機 関 ・ 団 体	推 進 事 項
県 市 町 村 (交通安全対策推進協議会)	○ 県民に対する「マナーアップみやぎ運動」の周知徹底 ○ ポスター、チラシ等広報啓発資料の作成配布と広報啓発の実施 ○ 「交通安全の音」等を活用した草の根広報啓発活動の実施 ○ こども、高齢者に優しさといったわりのある思いやり運転の気運醸成 ○ 歩行者保護と横断歩道等での歩行者優先意識の普及啓発 ○ 交通指導員等による街頭活動の推進 ○ こども、高齢者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ○ 反射材・LEDライトの普及と活用の促進 ○ 生活道路、通学路、自転車道等の点検整備と交通環境の改善 ○ 関係機関・団体との連携による高齢者世帯訪問指導の実施 ○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用徹底の広報啓発 ○ 自転車駐輪対策の推進と違法迷惑駐車追放気運の醸成 ○ 「宮城県暴走族根絶の促進に関する条例」に基づく暴走族根絶気運の醸成 ○ 「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」に基づく飲酒運転根絶等に対する積極的な施策の推進及び条例改正に関する広報啓発の推進 ○ 「自転車安全利用条例」等の周知徹底 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車乗用中のヘルメットの着用促進に関する広報啓発 ○ 自転車損害賠償保険等の加入促進 ○ 高齢運転者標識貼付の普及啓発 ○ 高齢運転者による運転免許証の自主返納の促進と返納しやすい環境の整備 ○ 安全運転サポート車(サポカーS)の普及啓発とサポートカー限定免許制度の周知促進 ○ 過積載運転防止の広報啓発の推進
警 察	○ 「速度取締指針」に基づく指導取締りの推進 ○ 交通事故多発区域・路線内の違反や飲酒運転、交差点関連違反等の悪質・危険違反に重点を置いた指導取締りの推進 ○ 歩行者保護と横断歩道等での歩行者優先意識の普及啓発 ○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の必要性和着用効果についての広報啓発及び指導取締りの推進 ○ 「宮城県暴走族根絶の促進に関する条例」に基づく暴走運転追放気運の醸成及び暴走族加入阻止教室の開催 ○ 「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」に基づく飲酒運転根絶気運の醸成 ○ こども、高齢者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ○ 「自転車安全利用条例」等の周知徹底と自転車利用者に対する指導取締りの推進 ○ 自転車等乗用中のヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等の加入促進 ○ 関係機関・団体等との共同点検による生活道路、通学路等の交通安全対策の推進 ○ 高齢運転者標識貼付の普及促進 ○ 高齢運転者による運転免許証の自主返納の促進 ○ 安全運転サポート車(サポカーS)の普及啓発とサポートカー限定免許制度の周知促進 ○ 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進
教 育 委 員 会 保育所・幼稚園・認定こども園 小・中・高等学校 義務教育学校 中等教育学校 特別支援学校 大 学 専門(修)・各種学校 公 民 館	○ 「学習指導要領」に基づく「安全に関する指導」の推進 ○ 「学校保健安全法」に基づく「学校安全計画」の策定 ○ 幼児及び児童に対する交通安全指導・教育の実施 ○ 家庭、高齢者、PTA、子ども会等を対象とした交通安全教室等の実施による交通安全意識の普及啓発 ○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用徹底の広報啓発 ○ 関係機関・団体との連携による通学路等の点検の推進 ○ 児童、生徒に対する自転車の安全な乗り方についての指導 ○ 自転車通学時における「自転車安全利用条例」等の周知徹底 ○ 自転車等乗用中のヘルメットの着用促進と自転車損害賠償保険等の加入促進 ○ 自転車通学を許可している学校におけるTSマーク、自転車損害賠償保険等の加入促進 ○ 高校生、大学生、専門学校生に対する二輪車利用者に対する正しいヘルメットの着用と無謀運転防止の指導の強化 ○ 「高校生自転車利用マナーアップ運動」の推進による高校生自身の主体的な交通安全活動の推進 ○ 反射材が使用された制服や運動着等の採用促進 ○ 中学、高等学校における暴走族加入阻止教室の開催

構 成 機 関 ・ 団 体	推 進 事 項
道 路 管 理 者 (国・県・市(区)町村)	○ 関係機関等との連携による交通危険箇所及び交通事故多発地点・区間の点検整備、生活道路、通学路等の整備拡充 ○ 路上放置物件、道路不正使用の排除 ○ 関係機関団体等との共同点検と交通安全施設の整備 ○ 違法迷惑駐車追放気運の醸成 ○ 歩道、自転車通行帯等の整備促進
運 輸 支 局 自動車安全運転センター 軽自動車検査協会 自動車事故対策機構	○ 自動車運送事業団体等に対する安全運転励行の徹底と車両の点検整備の実施 ○ 警察との連携による街頭検査の実施及び整備不良車両、不正改造車両、過積載運行車両の排除 ○ 大型車の車輪脱落事故防止のため、適切なタイヤ交換作業の実施及びタイヤ交換後の保守管理の徹底を指導 ○ 自動車運転者に対する適性診断、運行管理者等の指導講習の実施 ○ SDカードの活用による優良運転者の育成
労 働 局 陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	○ 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく指導監督の強化 ○ 長距離貨物運送に従事する運転者の労働時間等の適正化の推進 ○ 交通労働災害防止対策の推進
指定自動車教習所協会	○ 飲酒運転根絶等の交通安全意識の普及啓発 ○ 歩行者保護と横断歩道等歩行者優先意識の徹底を図るための広報啓発の推進 ○ 初心運転者に対する再教育指導の推進 ○ 高齢運転者の実技指導による高齢運転者教育の推進 ○ 高齢運転者標識貼付の普及啓発と同標識貼付車両の保護義務等の教育の徹底 ○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用徹底の広報啓発 ○ シートベルトコンビンサーによる参加・体験・実践型の交通安全指導の実施 ○ 暴走族加入阻止教育の実施 ○ 安全運転サポート車(サポカーS)の普及啓発とサポートカー限定免許制度の周知促進
交 通 安 全 協 会 (交通安全活動推進センター) 高速道路交通安全協会 交 通 指 導 隊 (員) 地域交通安全活動推進委員協議会	○ 交通安全意識の普及啓発 ○ こどもと高齢者にやさしいたわりのある思いやり運転の普及啓発 ○ 関係機関・団体との連携による高齢者世帯訪問指導の実施 ○ 参加・体験・実践型の交通安全指導の実施 ○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用徹底の広報啓発 ○ 自転車、二輪車安全教育の推進 ○ ポスター、チラシ等広報啓発資料の作成配布と「交通安全の音」等を活用した草の根広報啓発活動の実施 ○ 「自転車安全利用条例」等の周知徹底 ○ 自転車乗用中のヘルメットの着用促進と自転車損害賠償保険等の加入促進 ○ 反射材・LEDライトの普及促進 ○ 若者の無謀運転防止気運の醸成 ○ 違法迷惑駐車追放気運の醸成 ○ 飲酒運転、暴走族根絶のための広報啓発の推進 ○ 飲酒運転・暴走族根絶のための積極的なキャンペーンの実施 ○ 高齢運転者標識の普及啓発
安全運転管理者事業主会連合会 安全運転管理者協会 自動車会議所 タクシースタッフ協会 個人タクシー事業協同組合 バス協会 トラック協会 自動車協会 軽自動車協会 建設業協会 レンタカー協会	○ 交通安全意識の普及啓発 ○ 職場ぐるみの交通安全運動の実施 ○ 職場の運転者に対する交通安全意識の普及啓発と交通安全講習会の開催 ○ こども、高齢者にやさしいたわりのある思いやり運転の推進 ○ 歩行者保護と横断歩道等歩行者優先意識の醸成を図るための広報啓発 ○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用徹底の広報啓発 ○ 「交通安全の音」や機関紙(誌)等を活用した広報啓発 ○ 飲酒運転を根絶する職場環境づくりの促進 ○ 運転業務開始前のアルコール検知器を使用した酒気帯び確認の徹底 ○ 定期点検及び運転前点検の励行と交通マナー向上の指導 ○ 過積載、過労運転防止のための適正な運行管理の徹底 ○ SDカード活用による優良運転者の育成 ○ 違法迷惑駐車追放気運の醸成 ○ 運転中の携帯電話使用等禁止の徹底 ○ 暴走族、暴走行為を見た時の通報の促進 ○ 運転免許を返納した高齢者の「生活の足」確保への支援

構 成 機 関 ・ 団 体	推 進 事 項
石 油 商 業 協 同 組 合	○ 店頭における各種交通安全ポスターの掲出 ○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用徹底の広報啓発 ○ 顧客に対する安全運転等声かけ運動の励行 ○ 不正改造車両への給油の自粛
鉄 道 事 業 者	○ 踏切保安設備や諸標識の点検整備 ○ 踏切一時停止の監視強化及び線路への立入禁止、踏切事故防止の広報啓発 ○ 遮断機が降りたために車や歩行者が踏切内に取り残される「トリコ」の防止
国公立幼稚園・こども園協議会 私立幼稚園連合会 校 長 会 P T A 連 合 会 高等学校PTA連合会 児童館連絡協議会 子ども会育成連合会 地域活動連絡協議会	○ 交通安全意識の普及啓発 ○ 保護者等と幼児の交通安全教室の開催 ○ 保護者に対するこどもの交通事故防止意識の醸成 ○ 通学路、危険箇所等の共同点検の実施 ○ こどもの登下校時に合わせた保護誘導活動の実施 ○ 自転車の正しい乗り方教室の開催 ○ 二輪車実技指導講習会の開催 ○ 暴走族加入阻止教室の開催 ○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用徹底の広報啓発 ○ 「自転車安全利用条例」等の周知徹底 ○ 自転車乗用中のヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等の加入促進 ○ 反射材・LEDライトの普及と活用の促進
老 人 ク ラ ブ 連 合 会	○ 老人クラブ、老人福祉施設等を対象とする乱横断の危険性や危険回避行動の重要性を内容とした交通安全教室の開催 ○ 歩行者保護と横断歩道等歩行者優先意識の醸成を図るための広報啓発活動の推進 ○ 高齢運転者、歩行者を対象とした参加・体験・実践型交通安全教育の実施 ○ シルバーリーダーの育成 ○ 高齢者交通安全組織等への加入促進と自主的な交通安全教室の開催 ○ 反射材・LEDライトの普及促進 ○ 運転適性診断の積極的受検 ○ 「自転車安全利用条例」等の周知徹底 ○ 自転車乗用中のヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等の加入促進 ○ 高齢運転者標識貼付の普及啓発 ○ 高齢運転者による運転免許証の自主返納の促進 ○ 安全運転サポート車(サポカーS)の普及啓発とサポートカー限定免許制度の周知促進
日 本 損 害 保 険 協 会 損 害 保 険 代 理 業 協 会	○ 顧客に対する交通安全研修会・講習会の開催 ○ 自賠責保険の理解促進とバイクの加入漏れ防止キャンペーンの実施 ○ 自動車保険の普及促進 ○ 自転車損害賠償保険等への加入促進 ○ 交通事故被害者への支援策の推進 ○ 飲酒運転根絶事業の支援 ○ エコ安全ドライブ運動の推進
その他の実施機関・団体等	○ 交通安全意識の普及啓発 ○ 各種会議、研修会又は機関紙(誌)等の活用による運動の周知徹底と交通安全意識の啓発 ○ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用徹底の広報啓発 ○ 違法迷惑駐車追放気運の醸成 ○ 飲酒運転を根絶する環境作りの推進 ○ 暴走族根絶促進施策への協力 ○ 「自転車安全利用条例」等の周知徹底 ○ 自転車乗用中のヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等の加入促進 ○ 高齢運転者標識貼付の普及啓発 ○ 高齢運転者による運転免許証の自主返納の促進と返納しやすい環境の整備 ○ 安全運転サポート車(サポカーS)の普及啓発とサポートカー限定免許制度の周知促進 ○ 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

自転車でも飲酒運転はダメ！

宮城県飲酒運転根絶に関する条例が改正され、自転車も対象になりました。

【県民の皆さんは】

- クルマはもちろん、自転車でも、飲酒運転は絶対にしてはいけません。
- 自転車の飲酒運転を見かけたら、クルマと同様、110番など適切な措置を講じましょう。



【事業者の皆さんは】

- 従業員が事業目的でクルマや自転車を使うときは、酒気を帯びていないことを確認しましょう。



【飲食店営業者の皆さんは】

- クルマや自転車を運転しようとする人に、お酒を提供してはいけません。
- 飲酒した客がクルマや自転車の運転をするおそれがあるときは、飲酒運転を防止するための措置を講じなければなりません。

～飲酒運転 しない させない 許さない～

県民参加型交通安全キャンペーン
第３２回セーフティ１２３キャンペーン
～ 令和７年５月１日 募集開始 ～

運転免許を持っている方が３人でチームを組み、１２３日間、正しい交通マナーと模範運転を実践し、無事故無違反に挑戦する、県民参加型の交通安全キャンペーン「第３２回セーフティ１２３キャンペーン」を、今年度も実施します。

１ 参加資格

日本の有効な運転免許証（都道府県公安委員会発行の運転免許証）を保有する方で、主に宮城県内で自動車等を運転する方です。

２ 参加申込方法

参加資格のある方３人１組のチームでお申し込みいただきます。

３ 募集期間

令和７年５月１日（木）から同年６月１４日（土）まで

４ 実施期間（無事故無違反チャレンジ期間）

令和７年６月１５日（日）から同年１０月１５日（水）までの１２３日間

５ 実施内容・賞品

１２３日間の無事故無違反への挑戦

- ・ ３人１組のチームで一致協力し、１２３日間の無事故無違反に挑戦します。
- ・ 無事故無違反を達成したチームには、抽選で賞品が贈呈されます。
- ・ 抽選結果は、宮城県公式ホームページ「第３２回セーフティ１２３キャンペーン」に掲載します。

６ 参加料

１チーム２，４００円（１人当たり８００円）

※ 参加料には、自動車安全運転センター宮城県事務所が交付する運転記録証明書交付手数料（１人当たり６７０円）が含まれます。

７ その他

- ・ 詳しくは、「応募申込パンフレット」を御覧ください。
- ・ 「応募申込パンフレット」は、令和７年４月中旬から、県庁、県各合同庁舎、各市役所、仙台市内各区役所、各町村役場、県内各警察署に備え置きます。
- ・ キャンペーンの詳細及び、会社・団体による一括参加申込みの方法などについては上記ホームページに掲載します。

主催者：みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会
（事務局：宮城県企画部地域交通政策課内 電話０２２-２１１-２４３８）

令和6年度宮城県交通安全ポスター作文コンクール入賞作品
[ポスターの部]



【小学校1年生～2年生の部】
宮城県知事賞
富谷市立日吉台小学校2年
吉田 茉衣 さん



【小学校3年生～4年生の部】
宮城県知事賞
美里町立青生小学校4年
小日向 杏 さん



【小学校5年生～6年生の部】
宮城県知事賞
美里町立不動堂小学校5年
新田 芽以 さん



【中学校の部】
宮城県知事賞
仙台市立七郷中学校3年
小松 香凜 さん

交通ルール 守るあなたが 守られる